

『平成27年度版 背景・趣旨がよくわかる **改正点付き** 不動産税制の手引』

訂正表

(第1刷用)

(公財) 不動産流通推進センター

内容の一部に誤りがありましたので、下記のように訂正いたします。誠に恐れ入りますが、読み替えの上ご利用くださいますようお願い申し上げます。(平成27年8月27日)

●第2部第2章

1. 印紙税

22ページの表の印紙税額の欄

	区分記載されている場合等	区分記載されていない場合
誤	<u>1万円</u> (記載金額1,000万円)	<u>1万5千円</u> (記載金額1,080万円)
正	<u>5千円</u> (記載金額1,000万円)	<u>1万円</u> (記載金額1,080万円)

●第2部第2章

6. 所得税の減税措置 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除

55ページ下から2行目(平成26年4月1日からの特別控除額)

誤	次((A)(B))のいずれか <u>少ない金額</u> ×10%＝所得税額の特別控除額
正	次の(B)の金額×10%＝所得税額の特別控除額

●第2部第2章

7. 所得税の減税措置 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除

57ページ下から6行目以下(平成26年4月1日からの特別控除額)

誤	(ロ)平成25年1月1日から平成31年6月30日までの間に居住の用に供した場合 次((A)(B))のいずれか <u>少ない金額</u> ×10%＝所得税額の特別控除額 (改修工事限度額200万円) (百円未満の端数は切捨て)
正	(ロ)平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合 次((A)(B))のいずれか <u>少ない金額</u> ×10%＝所得税額の特別控除額 (改修工事限度額200万円) (百円未満の端数は切捨て) <u>(ハ)平成26年4月1日から平成31年6月30日までの間に居住の用に供した場合</u> 次の(B)の金額×10%＝所得税額の特別控除額 (改修工事限度額200万円) (百円未満の端数は切捨て)

また、改修工事等の費用について補助金等の交付を受ける場合には、改修工事等に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した後の金額が対象となる旨を、57ページ最下行の(※)の上に追記します。

59ページ下から20行目(ページ中ほどの「(ハ)平成26年4月1日から…」の次の行(平成26年4月1日からの特別控除額))

誤	次((A)(B))のいずれか <u>少ない金額</u> ×10%＝所得税額の特別控除額
正	次の(B)の金額×10%＝所得税額の特別控除額

●第2部第3章

1. 固定資産税と都市計画税

115ページ中ほどの「(B)住宅用地」中、本文「経過的な措置として、…」以下2行及び表を削除(平成27年度改正では「経過的な措置」は講じられていませんでした。)